

# 田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年2月14日（金）9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

## 3 出席者

### 委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

### 農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

### 農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

### 事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

## 4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地転用等の事業計画変更承認申請について

議案第5号 現況証明について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 永田 洋一

署名委員 田 熊 享子

**議長** ただ今から、令和7年第2回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と田熊委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 農地転用等の事業計画変更承認申請について』

『議案第5号 現況証明について』

『議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** 議案の説明に入る前に、本日お手元に追加でクリップ止めの書類をお配りしておりますが、こちらは、議案書の頭紙の差し替え、追加議案、参考図面となります。後に議案の説明をする際に利用しますので、お手元にご準備ください。

それでは議案の説明に戻らせていただきます。ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より南東2.5kmに位置する第三種農地です。位置は3条-1で示しています。取得目的は、経営規模の拡大で、利用計画については水稻作付ということで申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**時廣委員** 譲受人の家の前の田んぼということでしっかり管理していただけるのではないかと思います。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号4 をご覧ください。申請地は、役場より南東1.5kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。取得目的は家庭菜園で、利用計画については季節野菜の栽培ということで申請されています。なお、今後の栽培管理については、譲受人の家族全員で行っていくとのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** 申請地につきましては、今現在畑として使用されています。別に問題はありません。

**南委員** 私も問題ないと思っております。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北西2.7kmに位置する第二種農地です。位置は4条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。申請地は、相続未登記の土地ですが、この度行われた相続人による財産分割協議により、申請人が自身が相続する当該申請地に自己用住宅を建築するものです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**西本委員** 申請地は、もう既に所有者さんは亡くなられて、その子供さんということで、図面にもあります〇〇さんというのは〇〇さんの子供さんで、そこに嫁いでおられるということで、もう既に家が建ってますけども、この度は弟さんになるのか分かりませんが、帰って来られるということですので、現況も荒れて荒廃した土地でありますので、利活用の面ではよろしいんじゃないかと思います。

**田熊委員** 特にありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号7と8を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南1.9kmに位置する第二種農地です。位置は5条－1で示しています。転用目的については、使用貸借権の設定で、自己用住宅の建築です。譲受人は現在借家住まいであり、今後の家族構成を考慮し新たに住宅を建築したいということで、今回の申請がありました。申請地については、義父より使用貸借で借り受け、生活排水は合併浄化槽を経由し、隣接する義父宅の既設枡に接続するとのことですので、以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**時廣委員** 集成図の方に家が隣にあるようになっておりますが、そこは空き地という形になっていて、ここに家を建てるようです。特に問題はないかなと思っております。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 農地転用等の事業計画変更承認申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北2.2kmに位置する第二種農地です。位置は計画変更－1で示しています。本件は、令和5年11月27日に転用許可済みの案件で、変更申請理由は、事業内容

の変更です。机上配布させていただいたクリップ止め資料の中の、変更前の土地利用計画図と、議案の10ページを見比べながらご覧下さい。変更前と変更後では、資材置場や駐車場等の全体的な配置が変更されています。大きな変更点としては、倉庫及び事務所として使用予定だった建物の建築を止め、変更後には事務所と倉庫は別々で建築しその配置も変更するとのことです。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**西本委員** 今事務局の説明されたとおりで、許可済みの土地で事務所の位置とかの変更で、これを見ますと県道の方へ浄化槽も移っておったりしますので、一番良い形での計画変更ではないかと思います。

**田熊委員** 特にありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第5号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号11をご覧ください。申請地は、役場より北2.1kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認したところ、申請地は全体的に数本の木と背の高い草で覆われており、進入路は北側のみの状態で、大型の機械での進入は困難なように見受けられました。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**西本委員** この申請地はですね、10年前の国営圃場整備のときに地区に入りますかどうかということで、色々協議をしたんですが、当時一応もう入らないという話になりまして、国営圃場整備がそのへりまでは行ってますけども、水路とかできちんと用排水してます。現況もですね、10年以上作っておられませんので荒廃してですね、もう原野かという状態でありますので、まあ委員さんが現地を見ていただけるということでもありますし、農地性はないように思います。

**田熊委員** 特にありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第5号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** 机上配布させていただいたクリップ止め資料の中の「令和7年第2回田布施町農用地利用集積計画書」をご覧ください。今回は新規4筆、2,954㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第6号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり決定致しました。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。(協議終了)

本日の日程は全て終了しました。令和7年第2回田布施町農業委員会総会を閉会します。

